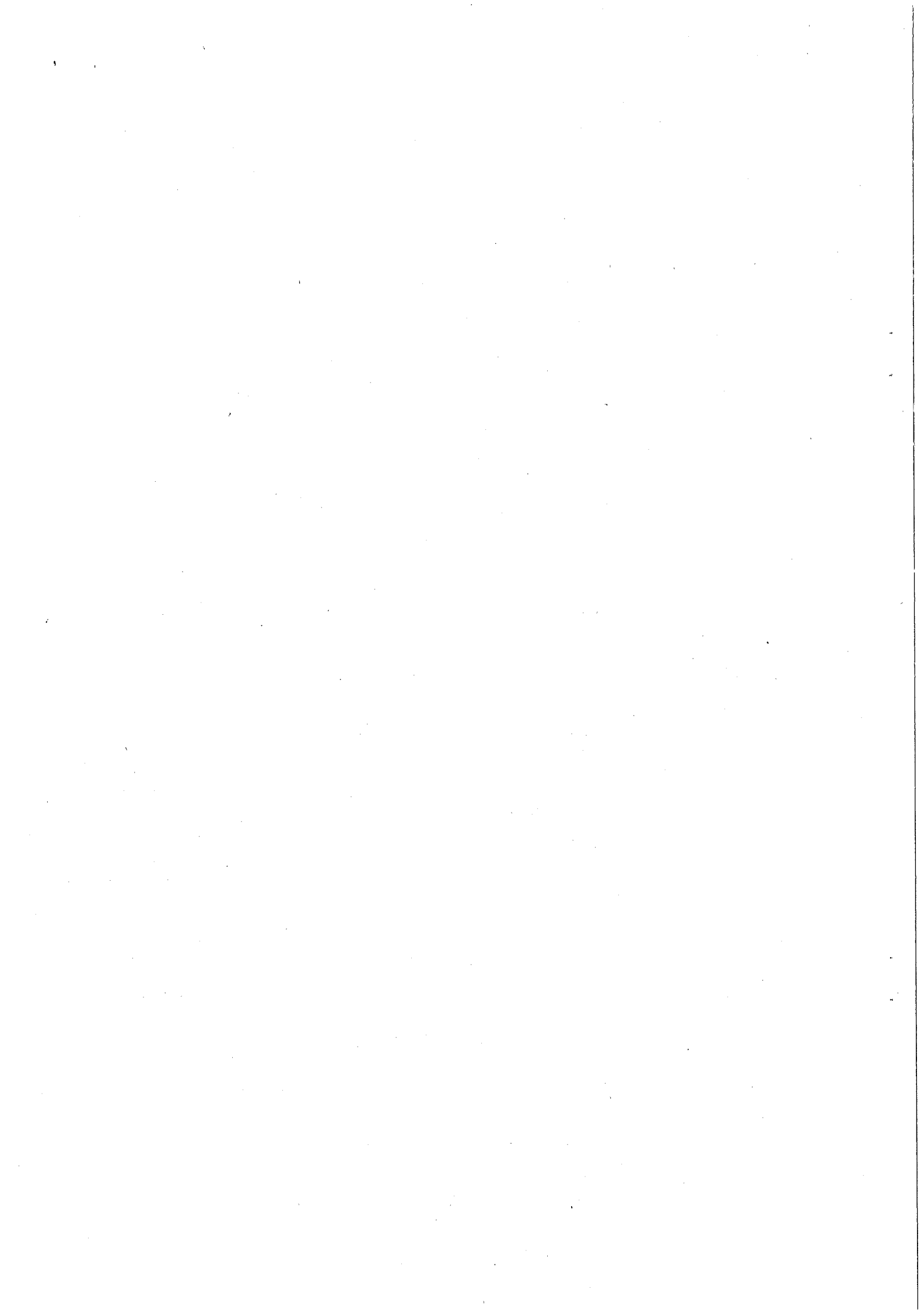


障害保健福祉関係主管課長会議資料

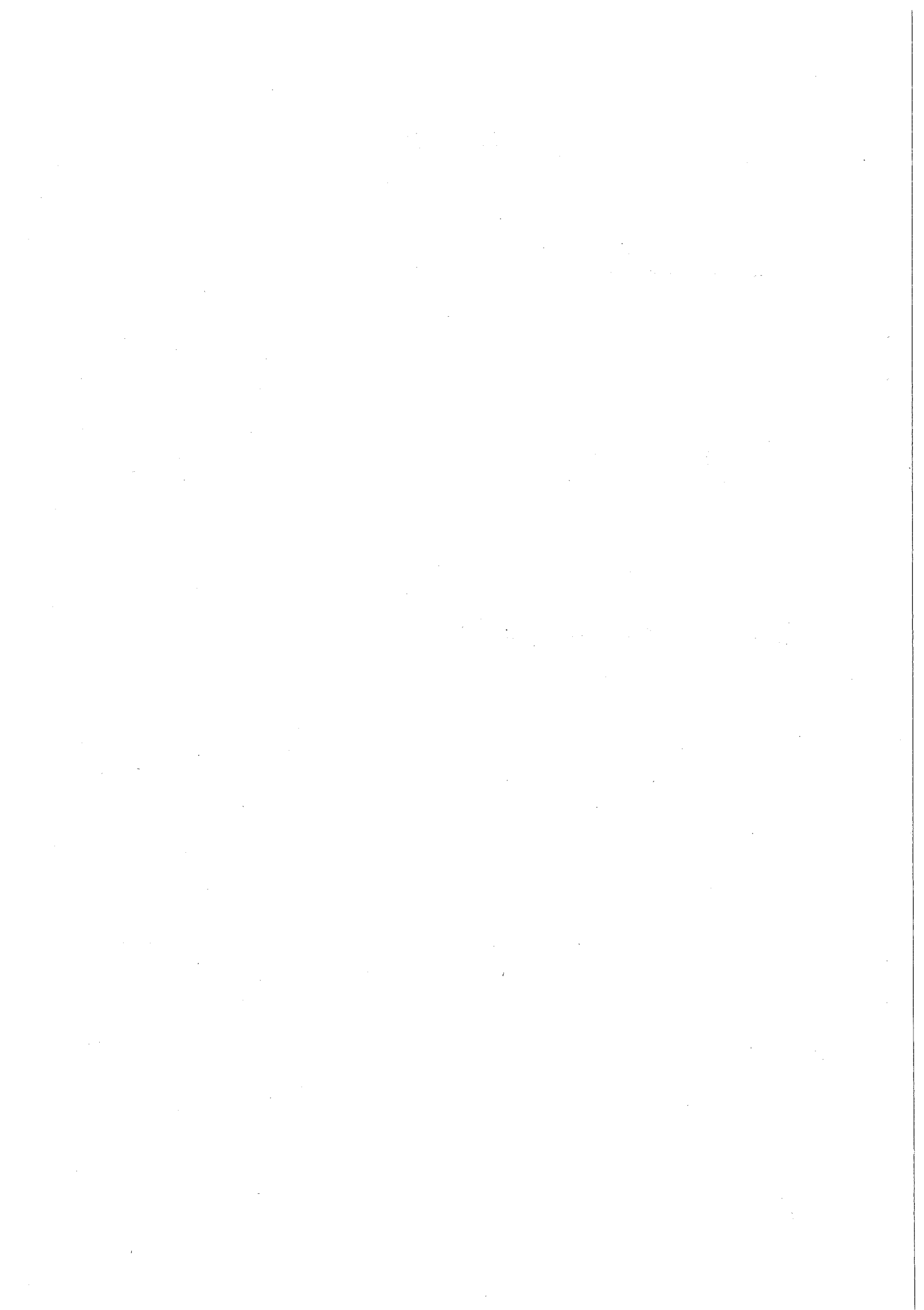
平成26年3月7日(金)

厚生労働省年金局
文部科学省初等中等教育局
厚生労働省職業安定局

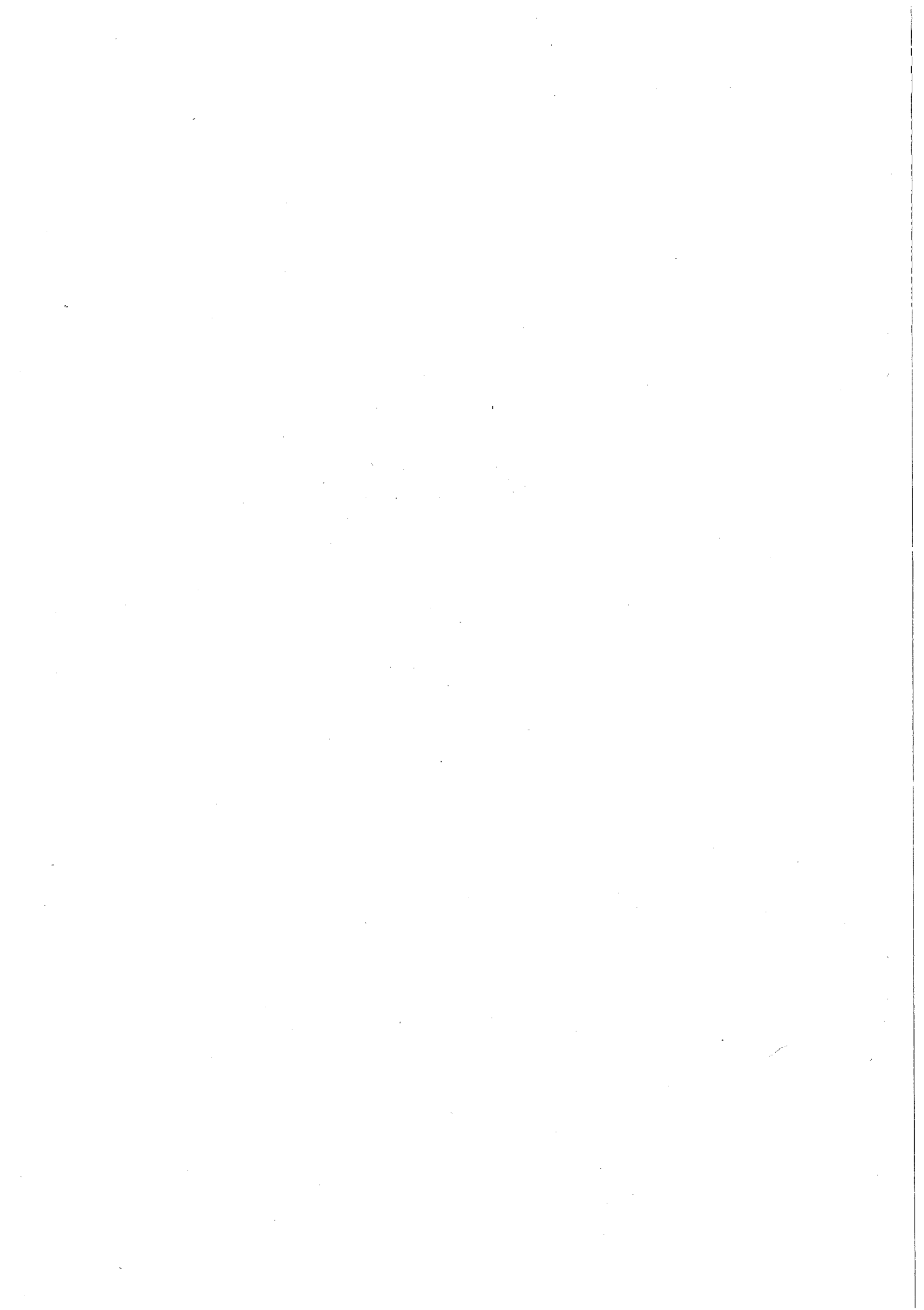


目 次

| | |
|-------------------|----|
| 1 厚生労働省・年金局資料 | 1 |
| 2 文部科学省・初等中等教育局資料 | 5 |
| 3 厚生労働省・職業安定局資料 | 13 |



年金局



知的障害者・精神障害者の障害年金受給に係るサンプル調査等について

1. 障害者手帳を有している者の中には、本来、障害年金を受給できるにも関わらず、障害年金の請求を行っていない者も含まれている可能性もあるのではないかとの問題提起から、先般、平成22年2月から24年2月にかけて身体障害者の障害年金受給に係るサンプル調査を行ったところである。

これを受けて、知的障害者・精神障害者についても、障害年金を受給していない者について、その原因を把握することで、今後の障害年金の請求漏れを防止のための施策に活用することを目的として、障害年金受給に係るサンプル調査を行うことを検討中である。

調査方法については、身体障害者に係る調査方法を基本とし、各自治体が保有する知的障害者・精神障害者の障害者手帳交付台帳（または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による障害福祉サービスの支給管理台帳）に係る任意のサンプル情報の提供を依頼して、この提供を受けた障害者のデータを日本年金機構における年金受給者情報と突合し、障害年金を受給していない障害者を抽出の上、「障害年金を受給していない理由」を尋ねるアンケート調査を行うことを考えている。

現在、関係機関や団体の意見を聞きながら、調査設計を行っているところであり、改めて調査方法をお示するが、その際にはご協力をいただくよう、よろしくお願ひしたい。

(参考) 身体障害者の障害年金受給に係るサンプル調査の結果

335人中、295人から回答。(複数回答可)

| | |
|--------------------------|-----------|
| ○障害の程度が年金の基準外等（受給権がなかった） | 143件（48%） |
| ○障害年金の制度を知らなかった | 58件（19%） |
| ○障害年金に該当しないと思った | 41件（13%） |
| ○手続き方法がわからなかった | 15件（5%） |
| ○他制度を受給 | 12件（4%） |
| ○よくわからない | 41件（13%） |
| ○その他 | 1件（1%） |

2. また、身体障害者の障害年金受給に係るサンプル調査で「障害年金の制度を知らなかった（19%）」等との回答があったことから、3月中に通知で具体的にお示しする予定であるが、都道府県や市区町村の障害保健福祉担当窓口等におかれては、今後配布する日本年金機構作成のリーフレット・パンフレットを活用いただき、以下のような方法で障害年金制度の周知にご協力をいただくよう、よろしくご対応願ひたい。

- (1) 障害者手帳と同じ大きさのリーフレットを手帳交付時に手帳に挟んで配布していただく。
- (2) 「障害年金請求のご案内」のパンフレットを既に置いていただいている窓口のほか、保健所、精神保健福祉センターも含め、パンフレットを配置していただく。
- (3) 障害支援事業所（基幹相談支援センターを含む。）において、障害者からの相談時に障害年金のパンフレットを活用して障害年金を周知し、年金事務所等の障害年金の相談窓口を案内していただく。
- (4) 知的・精神障害者の障害福祉サービス申請窓口や自立支援医療の申請窓口においてもパンフレットを配置していただく。
- (5) 自治体の広報誌に記事を掲載していただく。